

訪問看護重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1 訪問看護事業者の概要

法人名称	合同会社 福岡在宅看護総合センター
代表者	代表社員 阿部 和信
所在地	(住所) 福岡県宗像市日の里五丁目1番地17
設立年月日	平成30年2月1日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護センター阿部
管理者	阿部 久美子
所在地	〒811-3425 福岡県宗像市日の里五丁目1番地17
サービスの種類	訪問看護
指定番号	4060690114
開設年月	平成30年5月1日
通常の事業の実施地域	宗像市 福津市 古賀市 (上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 事業所の職員体制

	資格	業務	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	総括・訪問看護	1名		1名
看護職員	看護師	訪問看護		6名	6名
看護補助者	看護師	訪問看護補助		1名	1名
その他	事務職	保険請求事務・他		2名	2名

(3) 営業日時

サービス種類	平日（月～金）	土・日・祝日	12/29～1/3
訪問看護	午前8時30分～午後5時	定休日	祝日の扱いとなります

- ※ 上記の通常時間帯以外でも、御希望の日時がある場合は、御相談下さい。
- ※ 当訪問看護センターは年間を通して24時間対応ができる体制を設けています。
- ※ 主治医から、必要と指示があった場合は定休日の計画的な訪問も実施します。

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問看護センター阿部（以下「訪問看護センター」という）は、合同会社 福岡在宅看護総合センターが開設する指定訪問看護・介護予防訪問看護センターである。訪問看護センター阿部が行う訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を含め、看護センターの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護・要支援者・健康保険利用者（以下「利用者」という。）に対し、全人的視点で、日常生活を維持・回復させる事を目的とする。また利用者及びその家族が、住み慣れた地域で療養生活が継続できるように、訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。
運営方針	・訪問看護センターの看護師等は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものとする。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4 訪問看護の内容

- (1) 病状、障害の観察、心身の観察とケア、精神的な支援
- (2) 日常生活の援助と指導（食事指導・排泄援助・身体の清潔援助・床ずれ予防）
- (3) 医師の指示による医療処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 介護者、家族の健康・療養・介護についての相談
- (6) 各種在宅サービスに関する相談と情報提供
- (7) ターミナルケア（終末期のケア）

5 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類の預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第3者当の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他の利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 訪問時間及び費用

【介護保険】

(1) 基本料金

(令和6年6月1日改定)

訪問看護（基本料金）					介護予防訪問看護（基本料金）			
訪問時間	単位数	自己負担分/回			単位数	自己負担分/回		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20分未満 （*算定要 件あり）	314単位	314円	628円	942円	303単位	303円	606円	909円
30分未満	471単位	471円	942円	1413円	451単位	451円	902円	1353円
30分以上60 分未満	823単位	823円	1646円	2469円	794単位	794円	1588円	2382円
60分以上90 分未満	1128単位	1128円	2256円	3384円	1090単位	1090円	2180円	3270円

※訪問看護費の額は、介護保険法に基づいた額に地域区分（その他の地域10円）の単価を乗じた額となっております。

(2) 各種加算料金

項目	内容	単位数	自己負担分/回			
			1割	2割	3割	
緊急時訪問看護 加算（Ⅰ）（月1 回）	必要に応じての緊急訪問対応契約	600単位	600円	1200円	1800円	
緊急時訪問看護 加算（Ⅱ）（月1 回）		574単位	574円	1148円	1722円	
特別管理加算Ⅰ （月1回）	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態等	500単位	500円	1000円	1500円	
特別管理加算Ⅱ （月1回）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位	250円	500円	750円	
複数名訪問看護 加算Ⅰ	2人の看護師が同時に30分未満の訪問看護を行った場合	30分以上	254単位	254円	508円	762円
		30分以上	402単位	402円	804円	1206円
複数名訪問看護 加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合	30分以上	201単位	201円	402円	603円
		30分以上	317単位	317円	634円	951円
長時間訪問看護 加算	1回の訪問が90分を超えた場合	300単位	300円	600円	900円	
サービス提供体 制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合	3単位	3円	6円	9円	

ターミナルケア加算(予防訪問看護無し)	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2500 単位	2500 円	5000 円	7500 円
初回加算 (I)	病院、診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350 単位	350 円	700 円	1050 円
初回加算 (II)	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300 単位	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600 単位	600 円	1200 円	1800 円
看護・介護職員連携強化加算(月1回)	痰の吸引等が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250 単位	250 円	500 円	750 円
早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時	単位数の25%			
深夜加算	22時～6時	単位数の50%			
口腔連携強化加算	口腔の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	50 単位	50 円	100 円	150 円
<p>*介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適応外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日サービス提供証明書を保険者の窓口へ提出しますと、自己負担との差額の払い戻しを受けることができます。</p> <p>*主治医の診療に基づき、一時的に頻回な訪問看護の必要性を認めた場合は、特別訪問看護指示書の交付により医療保険にて訪問します。</p>					

【医療保険】

(令和6年6月1日改定)

*訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週3回までとなっています。

*訪問時間は30分以上1時間30分未満となっています。

*料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1～3割)

*生活保護、精神、難病等公費を利用する場合は料金が異なります。

*休業日訪問や各種保険の利用がない場合は、別途その他料金を請求させていただきます。

(1) 基本料金(基本療養費と管理療養費を合わせて請求)

項目	内容		自己負担分/回			
			1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費(I) 保健師、助産師、看護師による場合	週3日まで		555 円	1,110 円	1,665 円	
	週4日目以降		655 円	1,310 円	1,965 円	
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が訪問した場合		1,285 円	2,570 円	3,855 円	
訪問看護基本療養費(II)	同一建物居住者で同一日複数者	週3日まで	同一日2人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日3人	278 円	556 円	834 円
		週4日目以降	同一日2人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日3人	328 円	656 円	984 円
訪問看護基本療養費(III)	外泊中の訪問看護・算定要件あり		850 円	1,700 円	2,550 円	
管理療養費	月の初日		767 円	1,534 円	2,301 円	
	機能強化型 I		1323 円	2,646 円	3,969 円	

	機能強化型Ⅱ		1003 円	2,006 円	3,009 円	
	機能強化型Ⅲ		870 円	1,740 円	2,610 円	
	月の 2 日目以降	管理療養費 1	300 円	600 円	900 円	
管理療養費 2		250 円	500 円	750 円		
精神科基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日まで	30 分未満	425 円	850 円	1,275 円	
		30 分以上	555 円	1,110 円	1,665 円	
	週 4 日以降	30 分未満	510 円	1,020 円	1,530 円	
		30 分以上	655 円	1,310 円	1,965 円	
精神科基本療養費 (Ⅲ)	同一建物居住者で同一日複数者 (30 分未満の場合は別)	週 3 日まで (30 分以上)	同一日 2 人	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日 3 人	278 円	556 円	834 円
		週 4 日目以降 (30 分以上)	同一日 2 人	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日 3 人	328 円	656 円	984 円
精神科基本療養費 (Ⅳ)	外泊中の訪問看護・算定要件あり		850 円	1,700 円	2,550 円	

(2) 各種加算料金

項目	内容		自己負担分/回		
			1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	(イ) 24 時間体制における看護業務の負担軽減の取り組みが行われている		680 円	1,360 円	2,040 円
	(イ) 以外		652 円	1,304 円	1,956 円
緊急訪問看護加算 (月 1 回)	診療所、在宅療養支援病院との連携により緊急訪問した場合	月 14 日目まで	265 円	530 円	795 円
精神科緊急訪問看護加算 (月 1 回)		月 15 日目以降	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝訪問看護加算	6 時～8 時・18 時～22 時		210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時		420 円	840 円	1,260 円
特別管理加算 (月 1 回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等や留置カテーテルを使用している場合など		500 円	1,000 円	1,500 円
	在宅酸素、経管栄養、訪問点滴注射管理指導、真皮を超える褥瘡の状態等		250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護 特別訪問看護指示書による利用者、特別な管理を必要とするものは週 1 回、15 歳未満の超重症児・準超重症児、15 歳未満の医療的ケア児は週 3 回		520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算 (週 3 日を限度)	イ看護師等と同時 (看護師の場合) 週 1 回	同一建物内 1 人又は 2 人	450 円	900 円	1350 円
		同一建物内 3 人以上	400 円	800 円	1200 円
複数名訪問看護加算 ((別に厚生労働大臣が定める場合に限る))	二その他の職員と行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る) 1 日 1 回の場合	同一建物内 1 人又は 2 人	300 円	600 円	900 円
		同一建物内 3 人以上	270 円	540 円	810 円

	二その他の職員と行う場合 (別に厚生労働大臣が定める 場合に限る) 1日2回の場合	同一建物 内1人又 は2人	600円	1,200円	1,800円
		同一建物 内3人以上	540円	1,080円	1,620円
	二その他の職員と行う場合 (別に厚生労働大臣が定める 場合に限る) 1日3回以上の 場合	同一建物 内1人又 は2人	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物 内3人以上	900円	1,800円	2,700円
複数名精神科訪問看護加 算	看護師 1日1回の場合	同一建物 内1人又 は2人	450円	900円	1,350円
		同一建物 内3人以上	400円	800円	1,200円
	看護師 1日2回の場合	同一建物 内1人又 は2人	900円	1,800円	2,700円
		同一建物 内3人以上	810円	1,620円	2,430円
	看護師 1日3回以上の場合	同一建物 内1人又 は2人	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物 内3人以上	1,300円	2,600円	3,900円
	看護補助者 週1回	同一建物 内1人又 は2人	300円	600円	900円
		同一建物 内3人以上	270円	540円	810円
難病複数回訪問加算	1日につき	同一建物内 2人まで	450円	900円	1,350円
		同一建物 内3人以上	400円	800円	1,200円
	1日3回以上訪問の場合	同一建物内 2人まで	800円	1,600円	2,400円
		同一建物 内3人以上	720円	1,440円	2,160円
乳幼児加算 (6歳未満)	(1日につき)				
	(イ) 6歳未満乳幼児		130円	260円	390円
	(ロ) 6歳未満かつ超重症児、準超重症児		180円	360円	540円
退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して在宅		800円	1600円	2400円

	生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合			
特別管理指導加算	※特別管理加算対象の方の場合追加加算	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	末期の悪性腫瘍等の患者に対し、退院日に在宅において療養上の必要な指導を行った場合	600 円	1200 円	1800 円
	長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	840 円	1680 円	2520 円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月 2 回以上、文書により情報共有を行い、共有された情報をもとに、利用者・その家族に対して指導を行った場合	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※月 2 回まで	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）	痰の吸引が必要な利用者に訪問介護事業所と連携し、計画の作成等に対する助言等の支援を行った場合	250 円	500 円	750 円
専門管理加算（月 1 回）	緩和ケア、褥瘡又は人工肛門ケア等に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナル療養費Ⅰ 自宅	2500 円	5000 円	7500 円
	ターミナル療養費Ⅱ 施設	1000 円	2000 円	3000 円
情報提供療養費 1	区市町村等	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	学校、保育所等入学入園、転学転園等	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	入院・入所の際	150 円	300 円	450 円
DX 情報活用加算(月 1 回)	医療 DX を活用した訪問看護の提供	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料（月 1 回）	訪問看護ステーションの処遇改善	78 円	156 円	234 円

6 その他の料金について（自費）

(1) 訪問看護キャンセル料金	キャンセル料金は、発生しませんがキャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。	
(2) 交通費	事業所を起点として、宗像市・福津市・古賀市は営業区域内 営業地域以外は、営業地域の端を起点とする。	片道 5 km 以内 200 円、10 km 未満 300 円 10 km 以上 400 円、公共交通機関利用は実費
(3) エンゼルケア（死後の処置）	料金（消費税込み）	15000 円
(4) 差額負担利用料	営業時間内で 90 分を超える訪問看護	30 分毎 2000 円
	営業時間外・土日・祝日	1 日ごとに 1200 円
(5) 医療保険・介護保険が利用	30 分	1 回 4000 円

できないときの訪問看護	60分	1回8000円
(6) 医療機関から提供される医療材料以外に訪問看護提供に必要な材料等		実費

7 利用料金の請求と支払い方法

- (1) 月ごとに清算し、当該月分の請求書を10日前後に訪問している看護師が請求書を持参いたします。担当看護師に現金でお支払いください。集金後領収書をお渡しいたします。
- (2) 領収書の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

8 サービスの利用方法（開始から終了まで）

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話などでご相談ください。申し込みの後、当訪問看護センター職員がお伺いいたします。

利用開始にあたり契約を結び、訪問看護計画を作成しサービスを提供いたします。

※担当の介護支援専門員がいる方は、事前に相談の上申し込みください。

医師からの訪問看護指示書発行には診療報酬の訪問看護師指示料（300点）が発生しますのでご了承ください。（かかりつけ医療機関への支払いとなります）

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当訪問看護センターの都合でサービスを終了する場合

人員体制等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了2週間前までに通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当訪問看護センターの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。また人員の都合によりお受けできない場合があります。その際は、利用者へ他の利用可能な時間や曜日、また他の訪問看護事業所を提示するなど改めて調整させていただきます。
- ・当訪問看護センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又当訪問看護センターが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

(3) サービスの提供を中止する場合

①利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合

②利用者やご家族の方などが当訪問看護センターや当訪問看護センターのサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（暴力・ハラスメントを含む）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく

場合があります。

- ③他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合（速やかに当訪問看護センターに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。）
 - ④雪や台風による天候不良時には利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合
 - ⑤地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし、当センターは感染症及び災害に係る事業継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。
- ・保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証の変更時に確認及び複写させていただきます。
 - ・サービス提供中、職員の怪我やアレルギー対応のため、ペットは繋ぐか別室にお願いします。万が一ペットによる怪我などがあつた場合は治療費をお願いすることがあります。また職員滞在中の喫煙はご遠慮いただくか、別室でお願いします。

9 緊急時の対応等

訪問看護サービスの提供中に、容態の急変等が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど事前の打ち合わせにより連絡や必要な対応を講じます。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		
連絡方法		

10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知りえた利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第3者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で亡くなった後においても、その秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	---

<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者家族の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については。善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第3者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要となる場合は利用者の負担となります。）</p> <p>④ 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。</p> <p>⑤ ④にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。</p>
--------------------	---

1.1 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、主治医、利用者に関わる介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行ないます。但し、当該損害について事業所の責任を問えない場合はこの限りではありません。

なお事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています

有限会社	全国訪問看護事業共済会
保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者総合保障制度
保障の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

1.2 サービス内容に関する苦情への対応

(1) 当訪問看護センターの看護サービスに関する御相談、苦情を承ります。担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引継ぎをします。また、営業日、時間外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応します。

事業所窓口苦情対応責任者 阿部 久美子

電話 0940-39-3274

(2) 対処方法

①苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認します。

②苦情内容については、管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行います。

ハ) 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をします(利用者への謝罪、改善の取り組みの報告等)。記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

③その他

当事業所外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

宗像市健康福祉部介護保険課介護保険係 0940-36-4877

福津市健康福祉部高齢者サービス課介護保険係 0940-43-8191

古賀市介護支援課介護保険係 092-942-1144

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 092-642-7859

1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止体制のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	所長	阿部	久美子
---------	----	----	-----

- (5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1.4 身体的拘束等の適正化のための措置

事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的実施します。

1.5 ハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当

な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.6 感染症対策について

事業所において感染症の発生、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 訪問看護センターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 訪問看護センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をしています。
 - ② 訪問看護センターに置ける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1.7 業務継続計画策定等について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.8 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害や雪による天候不良時など社会秩序の混乱などにより、訪問看護の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害や雪による天候不良時など社会秩序の混乱などにより、訪問看護の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を訪問看護センター阿部は追わないものとします。

19 学生の実習

当事業所では、看護大学の学生実習を受け入れています。ご都合をお伺いして看護師と一緒に訪問させていただく場合があります。

令和 年 月 日訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 福岡県宗像市日の里五丁目1番地17

福岡在宅看護総合センター

事業所名 訪問看護センター阿部

代表社員 阿部 和信 印

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者家族（代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印（続柄： ）